

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p> <pre> graph TD President[社長] --- InternalAudit[内部監査室] President --- SiteManager[管理責任者 (内部監査室長)] SiteManager --- InternalAudit SiteManager --- SiteManagement[福島第一廃炉推進 カンパニー] SiteManagement --- ProjectManagement[プロジェクトマネジメント室] SiteManagement --- SafetyQuality[廃炉安全・品質室] SiteManagement --- QualityImprovement[G] SiteManagement --- FoundationMaintenance[G] SiteManagement --- SiteManagement[福島第一廃止措置 保安委員会] SiteManagement --- SecurityCommittee[福島第一廃止措置 保安委員会] SiteManagement --- SecurityCommittee --- Note1["※1 : 発電所に常駐"] SiteManagement --- SecurityCommittee --- Note2["※※ →"] SiteManagement --- SiteManagement[原子力・立地本部 原子力安全・統括部] SiteManagement --- SiteManagement[原子力・立地本部 原子力運営管理部] SiteManagement --- SiteManagement[原子力・立地本部 原子力人財育成センター] SiteManagement --- SiteManagement --- Note3["※2 : 福島第二原子力発電所に常駐"] President --- HeadOffice[原子力・立地本部 原子力安全・統括部] President --- HeadOffice[原子力・立地本部 原子力運営管理部] HeadOffice --- HeadOffice[原子力・立地本部 原子力人財育成センター] HeadOffice --- HeadOffice --- Note4["※2 : 福島第二原子力発電所に常駐"] </pre>	<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p> <pre> graph TD President[社長] --- InternalAudit[内部監査室] President --- SiteManager[管理責任者 (内部監査室長)] SiteManager --- InternalAudit SiteManager --- SiteManagement[福島第一廃炉推進 カンパニー] SiteManagement --- ProjectManagement[プロジェクトマネジメント室] SiteManagement --- SafetyQuality[廃炉安全・品質室] SiteManagement --- QualityImprovement[G] SiteManagement --- FoundationMaintenance[G] SiteManagement --- SiteManagement[福島第一廃止措置 保安委員会] SiteManagement --- SecurityCommittee[福島第一廃止措置 保安委員会] SiteManagement --- SecurityCommittee --- Note1["※1 : 発電所に常駐"] SiteManagement --- SecurityCommittee --- Note2["※※ →"] SiteManagement --- SiteManagement[原子力・立地本部 原子力安全・統括部] SiteManagement --- SiteManagement[原子力・立地本部 原子力運営管理部] SiteManagement --- SiteManagement[原子力・立地本部 原子力人財育成センター] SiteManagement --- SiteManagement --- Note3["※2 : 福島第二原子力発電所に常駐"] President --- HeadOffice[原子力・立地本部 原子力安全・統括部] President --- HeadOffice[原子力・立地本部 原子力運営管理部] HeadOffice --- HeadOffice[原子力・立地本部 原子力人財育成センター] HeadOffice --- HeadOffice --- Note4["※2 : 福島第二原子力発電所に常駐"] </pre>	変更なし

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>※ → 原子炉主任技術者※³ ※※→ 所長</p> <pre> graph TD DG[所長] --- OM[業務統括室] DG --- SE[セキュリティ管理部] DG --- SWP[汚染水対策プログラム部] DG --- PFR[プール燃料取り出しプログラム部] DG --- FDP[燃料デブリ取り出しプログラム部] DG --- WTP[廃棄物対策プログラム部] DG --- EGM[敷地全般管理・対応プログラム部] DG --- ALPS[ALPS処理水プログラム部] DG --- PD[計画・設計センター] OM --- MG[資材グループ] OM --- LR[労務人事グループ] SE --- NOLM[核セキュリティ運営管理グループ] SE --- NSL[核セキュリティ施設運用グループ] SE --- CSC[サイバーセキュリティグループ] SWP --- PFR PFR --- FDP FDP --- WTP WTP --- EGM EGM --- ALPS ALPS --- MTG[機械技術グループ] ALPS --- ETG[電気技術グループ] ALPS --- DLG[配電・電路グループ] ALPS --- CTG[計装技術グループ] ALPS --- CSG[通信システムグループ] ALPS --- TKG[土木基盤技術グループ] ALPS --- TWTG[土木水対策技術グループ] ALPS --- BTG[建築保守技術グループ] ALPS --- BTG2[建築建設技術グループ] </pre> <p>※3 : 原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。</p>	<p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>※ → 原子炉主任技術者※³ ※※→ 所長</p> <pre> graph TD DG[所長] --- OM[業務統括室] DG --- SE[セキュリティ管理部] DG --- SWP[汚染水対策プログラム部] DG --- PFR[プール燃料取り出しプログラム部] DG --- FDP[燃料デブリ取り出しプログラム部] DG --- WTP[廃棄物対策プログラム部] DG --- EGM[敷地全般管理・対応プログラム部] DG --- PD[計画・設計センター] OM --- MG[資材グループ] OM --- LR[労務人事グループ] SE --- NOLM[核セキュリティ運営管理グループ] SE --- NSL[核セキュリティ施設運用グループ] SE --- CSC[サイバーセキュリティグループ] SWP --- PFR PFR --- FDP FDP --- WTP WTP --- EGM EGM --- ALPS ALPS --- MTG[機械技術グループ] ALPS --- ETG[電気技術グループ] ALPS --- DLG[配電・電路グループ] ALPS --- CTG[計装技術グループ] ALPS --- CSG[通信システムグループ] ALPS --- TKG[土木基盤技術グループ] ALPS --- TWTG[土木水対策技術グループ] ALPS --- BTG[建築保守技術グループ] ALPS --- BTG2[建築建設技術グループ] PD --- MTG PD --- ETG PD --- DLG PD --- CTG PD --- CSG PD --- TKG PD --- TWTG PD --- BTG PD --- BTG2 </pre> <p>※3 : 原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。</p>	<p>A L P S 処理水プログラム部改組に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<pre> graph TD A[建設・運用・保守センター] --> B[運用部] A --> C[機械部] A --> D[電気・計装部] A --> E[土木部] A --> F[建築部] A --> G[防災・放射線センター] B --> B1[1～4号当直] B --> B2[5・6号当直] B --> B3[水処理当直] B --> B4[運用支援グループ] B --> B5[水処理計画グループ] B --> B6[作業管理グループ] C --> C1[保全計画グループ] C --> C2[1～6号機械設備グループ] C --> C3[共用機械設備グループ] C --> C4[地下水対策設備グループ] C --> C5[処理設備グループ] C --> C6[貯留設備グループ] D --> D1[電気設備保守グループ] D --> D2[電気設備建設グループ] D --> D3[燃料計装設備グループ] D --> D4[水処理計装設備グループ] E --> E1[土木基盤設備グループ] E --> E2[土木水対策設備グループ] F --> F1[建築設備保守グループ] F --> F2[建築設備建設グループ] G --> G1[保安総括グループ] G --> G2[放射線防護グループ] G --> G3[放出・環境モニタリンググループ] G --> G4[分析評価グループ] G --> H[労働安全・防火グループ] G --> I[原子力防災グループ] H --> J[水処理センター] J --> J1[水処理総括グループ] J --> J2[水処理設備技術グループ] J --> J3[水処理計画グループ] J --> J4[地下水対策設備グループ] J --> J5[滞留水処理設備グループ] J --> J6[多核種除去設備グループ] J --> J7[貯留設備グループ] </pre>	<pre> graph TD A[建設・運用・保守センター] --> B[運用部] A --> C[機械部] A --> D[電気・計装部] A --> E[土木部] A --> F[建築部] A --> G[防災・放射線センター] B --> B1[1～4号当直] B --> B2[5・6号当直] B --> B3[水処理当直] B --> B4[運用支援グループ] B --> B5[作業管理グループ] C --> C1[保全計画グループ] C --> C2[1～6号機械設備グループ] C --> C3[共用機械設備グループ] D --> D1[電気設備保守グループ] D --> D2[電気設備建設グループ] D --> D3[燃料計装設備グループ] D --> D4[水処理計装設備グループ] E --> E1[土木基盤設備グループ] E --> E2[土木水対策設備グループ] F --> F1[建築設備保守グループ] F --> F2[建築設備建設グループ] G --> G1[保安総括グループ] G --> G2[放射線防護グループ] G --> G3[放出・環境モニタリンググループ] G --> G4[分析評価グループ] G --> H[労働安全・防火グループ] G --> I[原子力防災グループ] H --> J[水処理センター] J --> J1[水処理総括グループ] J --> J2[水処理設備技術グループ] J --> J3[水処理計画グループ] J --> J4[地下水対策設備グループ] J --> J5[滞留水処理設備グループ] J --> J6[多核種除去設備グループ] J --> J7[貯留設備グループ] </pre>	A L P S 处理水プログラム部改組に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第68条（施設管理計画）に基づき実施する。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(11) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務（各プログラム部長が所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(12) A L P S処理水プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質を告示濃度限度比総和1未満まで浄化処理した水（以下、A L P S処理水という。）の海洋放出に関連する設備のプロジェクトの計画及び管理、運用方法の検討並びにA L P S処理水希釈放出設備の運転計画に関する業務並びにこれらに係る機械設備及び土木設備の設計及び建設・設置に関する業務を行う。また、A L P S処理水の分析の計画に関する業務を行う。</p> <p>(13) 機械技術グループは、機械設備の設計に関する業務（機械技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(14) 地下水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設及び油処理装置に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(15) 処理・貯留設備技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置を除く。）、多核種除去設備等及び雨水処理設備等に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(16) 電気技術グループは、電気設備の設計に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(17) 配電・電路グループは、構内配電線設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 計装技術グループは、計装設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(19) 通信システムグループは、通信設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 土木基盤技術グループは、土木設備の設計に関する業務（土木基盤技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(21) 土木水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(22) 建築保守技術グループは、既設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(23) 建築建設技術グループは、新設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第68条（施設管理計画）に基づき実施する。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(11) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務（各プログラム部長が所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(12) 機械技術グループは、機械設備の設計に関する業務（機械技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(13) 電気技術グループは、電気設備の設計に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(14) 配電・電路グループは、構内配電線設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 計装技術グループは、計装設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(16) 通信システムグループは、通信設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 土木基盤技術グループは、土木設備の設計に関する業務（土木基盤技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(18) 土木水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(19) 建築保守技術グループは、既設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(20) 建築建設技術グループは、新設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</p>		A L P S処理水プログラム部改組に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
(24) 1～4号当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備の運転管理に関する業務（1～4号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	(21) 1～4号当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備の運転管理に関する業務（1～4号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	A L P S 处理水プログラム部改組に伴う変更
(25) 5・6号当直は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設の運転管理に関する業務（5・6号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	(22) 5・6号当直は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設の運転管理に関する業務（5・6号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	
(26) 水処理当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備を除く。）及びA L P S 处理水希釈放出設備の運転管理（運用支援GM、作業管理GM及び水処理計画GMが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。	(23) 水処理当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備を除く。）及びA L P S 处理水希釈放出設備の運転管理（運用支援GM、作業管理GM及び水処理計画GMが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。	
(27) 運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備）、大型機器除染設備並びに減容処理設備の運用に関する業務を行う。	(24) 運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備）、大型機器除染設備並びに減容処理設備の運用に関する業務を行う。	
(28) 水処理計画グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等の運転管理のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留の運転計画に関する業務を行う。		
(29) 作業管理グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型機器除染設備の保守作業管理に関する業務を行う。また、運転管理に関する業務の支援（巡視点検、定期試験、各設備の運転操作等）を行う（当直長が所管する業務に限る）。	(25) 作業管理グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型機器除染設備の保守作業管理に関する業務を行う。また、運転管理に関する業務の支援（巡視点検、定期試験、各設備の運転操作等）を行う（当直長が所管する業務に限る）。	
(30) 保全計画グループは、保守の総括に関する業務を行う。	(26) 保全計画グループは、保守の総括に関する業務を行う。	
(31) 1～6号機械設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理、水貯蔵タンク及び使用済燃料プールの水質管理に関する業務（1～6号機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（消防車）、使用済燃料プール設備（消防車及びコンクリートポンプ車）、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉冷却用並びに使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。	(27) 1～6号機械設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理、水貯蔵タンク及び使用済燃料プールの水質管理に関する業務（1～6号機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（消防車）、使用済燃料プール設備（消防車及びコンクリートポンプ車）、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉冷却用並びに使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。	
(32) 共用機械設備グループは、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。	(28) 共用機械設備グループは、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。	
(33) 地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）に係る機械設備の保守管理、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理並びに油処理装置に係る機械設備の建設・設置、運転管理及び保守管理に関する業務（運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GMが所管する業務を除く。）を行う。		
(34) 処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（地下水対策設備GM、貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。		
(35) 貯留設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）の土木設備及びA L P S 处理水希釈放出設備の機械設備の保守管理並びに汚染水処理設備等（貯留設備の付帯設備）及び雨水処理設備等の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。	(29) 電気設備保守グループは、電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務（配電・電路GM及び建築設備保守GMが所管する業務を除く。）を行う。	
(36) 電気設備保守グループは、電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務（配電・電路GM及び建築設備保守GMが所管する業務を除く。）を行う。		

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
(37) 電気設備建設グループは、電気設備の建設・設置に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。 (38) 燃料計装設備グループは、計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（燃料計装設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。 (39) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、3号機原子炉格納容器内取水設備、ALPS処理水希釈放出設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟、大型機器除染設備並びに減容処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。 (40) 土木基盤設備グループは、土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（土木基盤設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。 (41) 土木水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備を除く。）、滞留水を貯留する建屋及びサブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）に係る土木設備の建設・設置及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備）の運転管理に関する業務を行う。	(30) 電気設備建設グループは、電気設備の建設・設置に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。 (31) 燃料計装設備グループは、計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（燃料計装設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。 (32) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、3号機原子炉格納容器内取水設備、ALPS処理水希釈放出設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟、大型機器除染設備並びに減容処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。 (33) 土木基盤設備グループは、土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（土木基盤設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。 (34) 土木水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備、貯留設備の付帯設備を除く。）、滞留水を貯留する建屋及びサブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備、貯留設備の付帯設備）に係る土木設備の建設・設置及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備）の運転管理に関する業務を行う。 (35) 建築設備保守グループは、建築設備の保守管理に関する業務（建築設備保守GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、その他安全確保設備等のうち、大型機器除染設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。 (36) 建築設備建設グループは、建築設備の建設・設置に関する業務（建築設備建設GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。 (37) 保安総括グループは、放射線管理のうち、放射線防護に係る装備品の管理、計測器の管理、放射線防護教育、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務（保安総括GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。 (38) 放射線防護グループは、放射線管理のうち、出入管理、個人線量管理及び構内施設（免震重要棟など）の放射線測定に関する業務を行う。 (39) 放出・環境モニタリンググループは、放射線管理のうち、発電所内外の陸域・海域の環境モニタリング、放射性廃棄物管理のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理に関する業務を行う。 (40) 分析評価グループは、分析施設の運用、放射能・化学分析機器の管理並びに放射性物質分析・研究施設第1棟の運用及び保守管理、分析・データ評価に関する業務を行う。 (41) 労働安全・防火グループは、防災安全の総括並びに初期消火活動のための設備の運用及び体制の整備に関する業務を行う。 (42) 原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。	ALPS処理水プログラム部改組に伴う変更
(43) 建築設備建設グループは、建築設備の建設・設置に関する業務（建築設備建設GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	(43) 建築設備建設グループは、建築設備の建設・設置に関する業務（建築設備建設GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	
(44) 保安総括グループは、放射線管理のうち、放射線防護に係る装備品の管理、計測器の管理、放射線防護教育、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務（保安総括GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	(44) 保安総括グループは、放射線管理のうち、放射線防護に係る装備品の管理、計測器の管理、放射線防護教育、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務（保安総括GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	
(45) 放射線防護グループは、放射線管理のうち、出入管理、個人線量管理及び構内施設（免震重要棟など）の放射線測定に関する業務を行う。	(45) 放射線防護グループは、放射線管理のうち、出入管理、個人線量管理及び構内施設（免震重要棟など）の放射線測定に関する業務を行う。	
(46) 放出・環境モニタリンググループは、放射線管理のうち、発電所内外の陸域・海域の環境モニタリング、放射性廃棄物管理のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理に関する業務を行う。	(46) 放出・環境モニタリンググループは、放射線管理のうち、発電所内外の陸域・海域の環境モニタリング、放射性廃棄物管理のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理に関する業務を行う。	
(47) 分析評価グループは、分析施設の運用、放射能・化学分析機器の管理並びに放射性物質分析・研究施設第1棟の運用及び保守管理、分析・データ評価に関する業務を行う。	(47) 分析評価グループは、分析施設の運用、放射能・化学分析機器の管理並びに放射性物質分析・研究施設第1棟の運用及び保守管理、分析・データ評価に関する業務を行う。	
(48) 労働安全・防火グループは、防災安全の総括並びに初期消火活動のための設備の運用及び体制の整備に関する業務を行う。	(48) 労働安全・防火グループは、防災安全の総括並びに初期消火活動のための設備の運用及び体制の整備に関する業務を行う。	
(49) 原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。	(49) 原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。	
	(43) 水処理総括グループは、1～4号炉の汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留並びに多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質を告示濃度限度比総和1未満まで浄化処理した水（以下、ALPS処理水という。）の移送及び放出の総括に関する業務を行う。	
	(44) 水処理設備技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等の新設に係る機械設備の設計に関する業務を行う。	
	(45) 水処理計画グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等の運転管理のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留並びにALPS処理水の移送及び放出の運転計画に関する業務を行う。	
	(46) 地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理並びに油処理装置に係る機械設備の設計、建設・設置、運転管理及び保守管理に関する業務（地下水対策設備GM以外の各GMが所管する業務を除く。）を行う。	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに、発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また、第4条の定めのとおり、当該室が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 防災・放射線センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(8) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(9) 本社廃炉安全・品質室各グループマネージャー及び発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を含む。）は、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>(10) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(47) 滞留水処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（滯留水処理設備GM以外の各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(48) 多核種除去設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（使用済セシウム吸着塔保管施設）及び多核種除去設備等に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（水処理設備技術GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(49) 貯留設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備、貯留設備の付帯設備）に係る土木設備の保守管理並びに汚染水処理設備等（貯留設備、貯留設備の付帯設備）、ALPS処理水希釈放出設備及び雨水処理設備に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（水処理設備技術GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに、発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また、第4条の定めのとおり、当該室が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 防災・放射線センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(8) 水処理センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(9) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(10) 本社廃炉安全・品質室各グループマネージャー及び発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を含む。）は、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>(11) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p> <p>(中略)</p>	ALPS処理水プログラム部改組に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(汚染水処理設備等で発生した廃棄物の管理)</p> <p>第40条 <u>処理設備GM</u>は、表40-1に定める放射性廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた施設に貯蔵する。</p> <p>2. <u>処理設備GM</u>は、表40-1に定める貯蔵施設において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射性廃棄物の種類毎の貯蔵状況を1週間に1回確認する。</p> <p>3. <u>処理設備GM</u>は、セシウム吸着装置吸着塔、第二セシウム吸着装置吸着塔、第三セシウム吸着装置吸着塔、多核種除去設備処理カラム、高性能多核種除去設備吸着塔、RO濃縮水処理設備吸着塔又はサブドレン他浄化装置吸着塔を大型廃棄物保管庫に貯蔵する際は、吸着塔等の側面の表面線量率を測定する※1。</p> <p>4. <u>処理設備GM</u>は、建屋内RO循環設備のRO膜装置フィルタ類を一時保管エリア※2に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定し、その線量率に応じて、廃棄物対策プログラム部長があらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定したエリアに運搬し、遮へいやシート養生等の措置を講じる。</p> <p>5. 水処理計画GMは、高性能多核種除去設備前処理フィルタ、高性能多核種除去設備検証試験装置前処理フィルタ又はRO濃縮水処理設備前処理フィルタを一時保管エリアに貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定し、その線量率に応じて、廃棄物対策プログラム部長があらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定したエリアに運搬し、遮へいやシート養生等の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p>	<p>(汚染水処理設備等で発生した廃棄物の管理)</p> <p>第40条 <u>多核種除去設備GM</u>は、表40-1に定める放射性廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた施設に貯蔵する。</p> <p>2. <u>多核種除去設備GM</u>は、表40-1に定める貯蔵施設において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射性廃棄物の種類毎の貯蔵状況を1週間に1回確認する。</p> <p>3. <u>多核種除去設備GM</u>は、セシウム吸着装置吸着塔、第二セシウム吸着装置吸着塔、第三セシウム吸着装置吸着塔、多核種除去設備処理カラム、高性能多核種除去設備吸着塔、RO濃縮水処理設備吸着塔又はサブドレン他浄化装置吸着塔を大型廃棄物保管庫に貯蔵する際は、吸着塔等の側面の表面線量率を測定する※1。</p> <p>4. <u>滞留水処理設備GM</u>は、建屋内RO循環設備のRO膜装置フィルタ類を一時保管エリア※2に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定し、その線量率に応じて、廃棄物対策プログラム部長があらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定したエリアに運搬し、遮へいやシート養生等の措置を講じる。</p> <p>5. 水処理計画GMは、高性能多核種除去設備前処理フィルタ、高性能多核種除去設備検証試験装置前処理フィルタ又はRO濃縮水処理設備前処理フィルタを一時保管エリアに貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定し、その線量率に応じて、廃棄物対策プログラム部長があらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定したエリアに運搬し、遮へいやシート養生等の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p>	A L P S 処理水プログラム部改組に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
附 則	附 則 附則（ <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>この規定は、令和5年8月4日から施行する。</u> 2. 添付2（管理対象区域図）の免震重要棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。	
附則（令和5年7月26日 原規規発第2307269号） (施行期日) 第1条 <u>この規定は、令和5年8月4日から施行する。</u> 2. 添付2（管理対象区域図）の免震重要棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。	附則（令和5年7月26日 原規規発第2307269号） (施行期日) 第1条 2. 添付2（管理対象区域図）の免震重要棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。	
附則（令和5年5月10日 原規規発第2305107号） (施行期日) 第1条 2. 第5条については、ALPS処理水希釈放出設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。	附則（令和5年5月10日 原規規発第2305107号） (施行期日) 第1条 2. 第5条については、ALPS処理水希釈放出設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。	
(中略)	(中略)	
附則（令和4年4月22日 原規規発第2204221号） (施行期日) 第1条 2. 第42条の表42-1及び表42-2における2号炉原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備から放出される気体廃棄物の管理については、2号炉原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 第60条及び第61条については、2号炉燃料取り出し用構台におけるエリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。	附則（令和4年4月22日 原規規発第2204221号） (施行期日) 第1条 2. 第42条の表42-1及び表42-2における2号炉原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備から放出される気体廃棄物の管理については、2号炉原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 第60条及び第61条については、2号炉燃料取り出し用構台におけるエリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。	
附則（令和3年4月6日 原規規発第2104063号） (施行期日) 第1条 2. 第5条、第38条、第39条及び第42条の2については、減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 <u>3. 添付1（管理区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u>	附則（令和3年4月6日 原規規発第2104063号） (施行期日) 第1条 2. 第5条、第38条、第39条及び第42条の2については、減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。	減容処理建屋の区域区分変更に伴う記載削除（令和6年1月24日変更実施）
附則（令和2年9月29日 原規規発第2009291号） (施行期日) 第1条 2. 第61条については、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における新設エリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。	附則（令和2年9月29日 原規規発第2009291号） (施行期日) 第1条 2. 第61条については、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における新設エリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。	
(中略)	(中略)	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p> <p>【本社】</p> <pre> graph TD 社長 --- 管理責任者[管理責任者 (内部監査室長)] 管理責任者 --- 内部監査室 内部監査室 --- 福島第一原子力監査グループ[福島第一原子力監査グループ] 管理責任者 --- 福島第一廃炉推進カンパニー[福島第一廃炉推進カンパニー] 管理責任者 --- 廃炉安全・品質室[廃炉安全・品質室] 管理責任者 --- 廃炉資材調達センター[廃炉資材調達センター] 廃炉安全・品質室 --- 安全・リスク管理G[安全・リスク管理G] 廃炉安全・品質室 --- 品質向上G[品質向上G] 廃炉安全・品質室 --- 基盤整備G[基盤整備G] 福島第一廃止措置保安委員会 --- ※→ 福島第一廃止措置保安委員会 --- 福島第一廃止措置保安委員会 福島第一廃止措置保安委員会 --- 原子力・立地本部[原子力・立地本部] 原子力・立地本部 --- 原子力安全・統括部[原子力安全・統括部] 原子力・立地本部 --- 原子力・立地本部 原子力・立地本部 --- 原子力運営管理部[原子力運営管理部] 原子力・立地本部 --- 原子力人財育成センター※2[原子力人財育成センター※2] 原子力・立地本部 --- ※2 : 福島第二原子力発電所に常駐 </pre> <p>※1 : 発電所に常駐</p> <p>※※ →</p> <p>※ →</p> <p>※2 : 福島第二原子力発電所に常駐</p>	<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p> <p>【本社】</p> <pre> graph TD 社長 --- 管理責任者[管理責任者 (内部監査室長)] 管理責任者 --- 内部監査室 内部監査室 --- 福島第一原子力監査グループ[福島第一原子力監査グループ] 管理責任者 --- 福島第一廃炉推進カンパニー[福島第一廃炉推進カンパニー] 管理責任者 --- 廃炉安全・品質室[廃炉安全・品質室] 管理責任者 --- 廃炉資材調達センター[廃炉資材調達センター] 廃炉安全・品質室 --- 安全・リスク管理G[安全・リスク管理G] 廃炉安全・品質室 --- 品質向上G[品質向上G] 廃炉安全・品質室 --- 基盤整備G[基盤整備G] 福島第一廃止措置保安委員会 --- ※→ 福島第一廃止措置保安委員会 --- 福島第一廃止措置保安委員会 福島第一廃止措置保安委員会 --- 原子力・立地本部[原子力・立地本部] 原子力・立地本部 --- 原子力安全・統括部[原子力安全・統括部] 原子力・立地本部 --- 原子力・立地本部 原子力・立地本部 --- 原子力運営管理部[原子力運営管理部] 原子力・立地本部 --- 原子力人財育成センター※2[原子力人財育成センター※2] 原子力・立地本部 --- ※2 : 福島第二原子力発電所に常駐 </pre> <p>※1 : 発電所に常駐</p> <p>※※ →</p> <p>※ →</p> <p>※2 : 福島第二原子力発電所に常駐</p>	変更なし

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>※ → 原子炉主任技術者※³ ※※→ 所長</p> <p>※3 : 原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。</p>	<p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>※ → 原子炉主任技術者※³ ※※→ 所長</p> <p>※3 : 原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。</p>	<p>A L P S 处理水プログラム部改組に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<pre> graph TD A[建設・運用・保守センター] --> B[運用部] A --> C[機械部] A --> D[電気・計装部] A --> E[土木部] A --> F[建築部] A --> G[防災・放射線センター] B --> B1[1～4号当直] B --> B2[5・6号当直] B --> B3[水処理当直] B --> B4[運用支援グループ] B --> B5[水処理計画グループ] B --> B6[作業管理グループ] C --> C1[保全計画グループ] C --> C2[1～6号機械設備グループ] C --> C3[共用機械設備グループ] C --> C4[地下水対策設備グループ] C --> C5[処理設備グループ] C --> C6[貯留設備グループ] D --> D1[電気設備保守グループ] D --> D2[電気設備建設グループ] D --> D3[燃料計装設備グループ] D --> D4[水処理計装設備グループ] E --> E1[土木基盤設備グループ] E --> E2[土木水対策設備グループ] F --> F1[建築設備保守グループ] F --> F2[建築設備建設グループ] G --> G1[保安総括グループ] G --> G2[放射線防護グループ] G --> G3[放出・環境モニタリンググループ] G --> G4[分析評価グループ] G --> H[労働安全・防火グループ] G --> I[原子力防災グループ] %% Post-change sections J[防災・放射線センター] --- K[水処理センター] K --- L[水処理総括グループ] K --- M[水処理設備技術グループ] K --- N[水処理計画グループ] K --- O[地下水対策設備グループ] K --- P[滞留水処理設備グループ] K --- Q[多核種除去設備グループ] K --- R[貯留設備グループ] </pre>	<pre> graph TD A[建設・運用・保守センター] --> B[運用部] A --> C[機械部] A --> D[電気・計装部] A --> E[土木部] A --> F[建築部] A --> G[防災・放射線センター] B --> B1[1～4号当直] B --> B2[5・6号当直] B --> B3[水処理当直] B --> B4[運用支援グループ] B --> B5[作業管理グループ] C --> C1[保全計画グループ] C --> C2[1～6号機械設備グループ] C --> C3[共用機械設備グループ] D --> D1[電気設備保守グループ] D --> D2[電気設備建設グループ] D --> D3[燃料計装設備グループ] D --> D4[水処理計装設備グループ] E --> E1[土木基盤設備グループ] E --> E2[土木水対策設備グループ] F --> F1[建築設備保守グループ] F --> F2[建築設備建設グループ] G --> G1[保安総括グループ] G --> G2[放射線防護グループ] G --> G3[放出・環境モニタリンググループ] G --> G4[分析評価グループ] G --> H[労働安全・防火グループ] G --> I[原子力防災グループ] %% Post-change sections J[防災・放射線センター] --- K[水処理センター] K --- L[水処理総括グループ] K --- M[水処理設備技術グループ] K --- N[水処理計画グループ] K --- O[地下水対策設備グループ] K --- P[滞留水処理設備グループ] K --- Q[多核種除去設備グループ] K --- R[貯留設備グループ] </pre>	A L P S 处理水プログラム部改組に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第107条（施設管理計画）に基づき実施する。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(11) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務（各プログラム部長が所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(12) A L P S処理水プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質を告示濃度限度比総和1未満まで浄化処理した水（以下、A L P S処理水という。）の海洋放出に関連する設備のプロジェクトの計画及び管理、運用方法の検討並びにA L P S処理水希釈放出設備の運転計画に関する業務並びにこれらに係る機械設備及び土木設備の設計及び建設・設置に関する業務を行う。また、A L P S処理水の分析の計画に関する業務を行う。</p> <p>(13) 機械技術グループは、機械設備の設計に関する業務（機械技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(14) 地下水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設及び油処理装置に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(15) 処理・貯留設備技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置を除く。）、多核種除去設備等及び雨水処理設備等に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(16) 電気技術グループは、電気設備の設計に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(17) 配電・電路グループは、構内配電線設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 計装技術グループは、計装設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(19) 通信システムグループは、通信設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 土木基盤技術グループは、土木設備の設計に関する業務（土木基盤技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(21) 土木水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(22) 建築保守技術グループは、既設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(23) 建築建設技術グループは、新設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第107条（施設管理計画）に基づき実施する。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(11) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務（各プログラム部長が所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(12) 機械技術グループは、機械設備の設計に関する業務（機械技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(13) 電気技術グループは、電気設備の設計に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(14) 配電・電路グループは、構内配電線設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 計装技術グループは、計装設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(16) 通信システムグループは、通信設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 土木基盤技術グループは、土木設備の設計に関する業務（土木基盤技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(18) 土木水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(19) 建築保守技術グループは、既設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(20) 建築建設技術グループは、新設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</p>		A L P S処理水プログラム部改組に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
(24) 1～4号当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備の運転管理に関する業務（1～4号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	(21) 1～4号当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備の運転管理に関する業務（1～4号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	A L P S 处理水プログラム部改組に伴う変更
(25) 5・6号当直は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設の運転管理に関する業務（5・6号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	(22) 5・6号当直は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設の運転管理に関する業務（5・6号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	
(26) 水処理当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備を除く。）及びA L P S 处理水希釈放出設備の運転管理（運用支援GM、作業管理GM及び水処理計画GMが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。	(23) 水処理当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備を除く。）及びA L P S 处理水希釈放出設備の運転管理（運用支援GM、作業管理GM及び水処理計画GMが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。	
(27) 運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備）、大型機器除染設備並びに減容処理設備の運用に関する業務を行う。	(24) 運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備）、大型機器除染設備並びに減容処理設備の運用に関する業務を行う。	
(28) 水処理計画グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等の運転管理のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留の運転計画に関する業務を行う。		
(29) 作業管理グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型機器除染設備の保守作業管理に関する業務を行う。また、運転管理に関する業務の支援（巡視点検、定期試験、各設備の運転操作等）を行う（当直長が所管する業務に限る）。	(25) 作業管理グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型機器除染設備の保守作業管理に関する業務を行う。また、運転管理に関する業務の支援（巡視点検、定期試験、各設備の運転操作等）を行う（当直長が所管する業務に限る）。	
(30) 保全計画グループは、保守の総括に関する業務を行う。	(26) 保全計画グループは、保守の総括に関する業務を行う。	
(31) 1～6号機械設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理、水貯蔵タンク及び使用済燃料プールの水質管理に関する業務（1～6号機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（消防車）、使用済燃料プール設備（消防車及びコンクリートポンプ車）、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉冷却用並びに使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。	(27) 1～6号機械設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理、水貯蔵タンク及び使用済燃料プールの水質管理に関する業務（1～6号機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（消防車）、使用済燃料プール設備（消防車及びコンクリートポンプ車）、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉冷却用並びに使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。	
(32) 共用機械設備グループは、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。	(28) 共用機械設備グループは、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。	
(33) 地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）に係る機械設備の保守管理、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理並びに油処理装置に係る機械設備の建設・設置、運転管理及び保守管理に関する業務（運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GMが所管する業務を除く。）を行う。		
(34) 処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（地下水対策設備GM、貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。		
(35) 貯留設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）の土木設備及びA L P S 处理水希釈放出設備の機械設備の保守管理並びに汚染水処理設備等（貯留設備の付帯設備）及び雨水処理設備等の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。	(29) 電気設備保守グループは、電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務（配電・電路GM及び建築設備保守GMが所管する業務を除く。）を行う。	
(36) 電気設備保守グループは、電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務（配電・電路GM及び建築設備保守GMが所管する業務を除く。）を行う。		

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
(37) 電気設備建設グループは、電気設備の建設・設置に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。 (38) 燃料計装設備グループは、計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（燃料計装設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。 (39) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、3号機原子炉格納容器内取水設備、ALPS処理水希釈放出設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟、大型機器除染設備並びに減容処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。 (40) 土木基盤設備グループは、土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（土木基盤設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。 (41) 土木水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備を除く。）、滞留水を貯留する建屋及びサブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）に係る土木設備の建設・設置及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備）の運転管理に関する業務を行う。	(30) 電気設備建設グループは、電気設備の建設・設置に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。 (31) 燃料計装設備グループは、計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（燃料計装設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。 (32) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、3号機原子炉格納容器内取水設備、ALPS処理水希釈放出設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟、大型機器除染設備並びに減容処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。 (33) 土木基盤設備グループは、土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（土木基盤設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。 (34) 土木水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備、貯留設備の付帯設備を除く。）、滞留水を貯留する建屋及びサブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備、貯留設備の付帯設備）に係る土木設備の建設・設置及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備）の運転管理に関する業務を行う。 (35) 建築設備保守グループは、建築設備の保守管理に関する業務（建築設備保守GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、その他安全確保設備等のうち、大型機器除染設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。 (36) 建築設備建設グループは、建築設備の建設・設置に関する業務（建築設備建設GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。 (37) 保安総括グループは、放射線管理のうち、放射線防護に係る装備品の管理、計測器の管理、放射線防護教育、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務（保安総括GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。 (38) 放射線防護グループは、放射線管理のうち、出入管理、個人線量管理及び構内施設（免震重要棟など）の放射線測定に関する業務を行う。 (39) 放出・環境モニタリンググループは、放射線管理のうち、発電所内外の陸域・海域の環境モニタリング、放射性廃棄物管理のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理に関する業務を行う。 (40) 分析評価グループは、分析施設の運用、放射能・化学分析機器の管理並びに放射性物質分析・研究施設第1棟の運用及び保守管理、分析・データ評価に関する業務を行う。 (41) 労働安全・防火グループは、防災安全の総括並びに初期消火活動のための設備の運用及び体制の整備に関する業務を行う。 (42) 原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。	ALPS処理水プログラム部改組に伴う変更
(43) 建築設備建設グループは、建築設備の建設・設置に関する業務（建築設備建設GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	(43) 建築設備建設グループは、建築設備の建設・設置に関する業務（建築設備建設GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	
(44) 保安総括グループは、放射線管理のうち、放射線防護に係る装備品の管理、計測器の管理、放射線防護教育、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務（保安総括GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	(44) 保安総括グループは、放射線管理のうち、放射線防護に係る装備品の管理、計測器の管理、放射線防護教育、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務（保安総括GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	
(45) 放射線防護グループは、放射線管理のうち、出入管理、個人線量管理及び構内施設（免震重要棟など）の放射線測定に関する業務を行う。	(45) 放射線防護グループは、放射線管理のうち、出入管理、個人線量管理及び構内施設（免震重要棟など）の放射線測定に関する業務を行う。	
(46) 放出・環境モニタリンググループは、放射線管理のうち、発電所内外の陸域・海域の環境モニタリング、放射性廃棄物管理のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理に関する業務を行う。	(46) 放出・環境モニタリンググループは、放射線管理のうち、発電所内外の陸域・海域の環境モニタリング、放射性廃棄物管理のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理に関する業務を行う。	
(47) 分析評価グループは、分析施設の運用、放射能・化学分析機器の管理並びに放射性物質分析・研究施設第1棟の運用及び保守管理、分析・データ評価に関する業務を行う。	(47) 分析評価グループは、分析施設の運用、放射能・化学分析機器の管理並びに放射性物質分析・研究施設第1棟の運用及び保守管理、分析・データ評価に関する業務を行う。	
(48) 労働安全・防火グループは、防災安全の総括並びに初期消火活動のための設備の運用及び体制の整備に関する業務を行う。	(48) 労働安全・防火グループは、防災安全の総括並びに初期消火活動のための設備の運用及び体制の整備に関する業務を行う。	
(49) 原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。	(49) 原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。	
	(43) 水処理総括グループは、1～4号炉の汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留並びに多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質を告示濃度限度比総和1未満まで浄化処理した水（以下、ALPS処理水という。）の移送及び放出の総括に関する業務を行う。	
	(44) 水処理設備技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等の新設に係る機械設備の設計に関する業務を行う。	
	(45) 水処理計画グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等の運転管理のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留並びにALPS処理水の移送及び放出の運転計画に関する業務を行う。	
	(46) 地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理並びに油処理装置に係る機械設備の設計、建設・設置、運転管理及び保守管理に関する業務（地下水対策設備GM以外の各GMが所管する業務を除く。）を行う。	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに、発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また、第4条の定めのとおり、当該室が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 防災・放射線センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(8) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(9) 本社廃炉安全・品質室各グループマネージャー及び発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を含む。）は、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>(10) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(47) 滞留水処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（滯留水処理設備GM以外の各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(48) 多核種除去設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（使用済セシウム吸着塔保管施設）及び多核種除去設備等に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（水処理設備技術GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(49) 貯留設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備、貯留設備の付帯設備）に係る土木設備の保守管理並びに汚染水処理設備等（貯留設備、貯留設備の付帯設備）、ALPS処理水希釈放出設備及び雨水処理設備に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（水処理設備技術GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに、発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また、第4条の定めのとおり、当該室が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 防災・放射線センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(8) 水処理センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(9) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(10) 本社廃炉安全・品質室各グループマネージャー及び発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を含む。）は、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>(11) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p> <p>(中略)</p>	ALPS処理水プログラム部改組に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）で発生した廃棄物の管理) 第87条の3 1. <u>処理設備GM</u>は、表87の3-1に定める放射性廃棄物を定められた貯蔵施設に貯蔵する。 2. <u>処理設備GM</u>は、表87の3-1に定める貯蔵施設において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射性廃棄物の貯蔵状況を1週間に1回確認する。 3. 1～6号機械設備GMは、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化装置で使用したキレート樹脂及びゼオライト並びに淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）で発生した廃棄物の管理) 第87条の3 1. <u>多核種除去設備GM</u>は、表87の3-1に定める放射性廃棄物を定められた貯蔵施設に貯蔵する。 2. <u>多核種除去設備GM</u>は、表87の3-1に定める貯蔵施設において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射性廃棄物の貯蔵状況を1週間に1回確認する。 3. 1～6号機械設備GMは、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化装置で使用したキレート樹脂及びゼオライト並びに淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。</p> <p>(中略)</p>	A L P S 处理水プログラム部改組に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
附 則	附 則 附則（ <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>この規定は、令和5年8月4日から施行する。</u> 2. 添付2（管理対象区域図）の免震重要棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。	
附則（令和5年7月26日 原規規発第2307269号） (施行期日) 第1条 <u>この規定は、令和5年8月4日から施行する。</u> 2. 添付2（管理対象区域図）の免震重要棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。	附則（令和5年7月26日 原規規発第2307269号） (施行期日) 第1条 2. 添付2（管理対象区域図）の免震重要棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。	
附則（令和5年5月10日 原規規発第2305107号） (施行期日) 第1条 2. 第5条については、ALPS処理水希釈放出設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。	附則（令和5年5月10日 原規規発第2305107号） (施行期日) 第1条 2. 第5条については、ALPS処理水希釈放出設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。	
(中略)	(中略)	
附則（令和5年2月21日 原規規発第2302212号） (施行期日) 第1条 2. 第89条の表89-1における固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。	附則（令和5年2月21日 原規規発第2302212号） (施行期日) 第1条 2. 第89条の表89-1における固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。	
附則（令和3年4月6日 原規規発第2104063号） (施行期日) 第1条 2. 第5条、第87条、第87条の2及び第89条については、減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 <u>3. 添付1（管理区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u>	附則（令和3年4月6日 原規規発第2104063号） (施行期日) 第1条 2. 第5条、第87条、第87条の2及び第89条については、減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。	減容処理建屋の区域区分変更に伴う記載削除（令和6年1月24日変更実施）
附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） (施行期日) 第1条 2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。	附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） (施行期日) 第1条 2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。	
(以下、省略)	(以下、省略)	